

## 第33回

### 糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月10日(水) 12時00分から午後3時00分

2. 開催場所 交流プラザ志摩館 別館2階会議室

3. 出席委員(16人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	西原芳幸
委員	4番	中原誠也
	5番	中園秀輝
	6番	丸山文子
	7番	藤嶋政秀
	8番	成吉隆義
	9番	三苫幹治
	10番	増田耕一郎
	11番	磯部絹代子
	14番	松尾幸子
	15番	奥功隆
	16番	東司時隆
	17番	田中正一
	18番	原田正成
	19番	井上孝治

4. 欠席委員(3人)

副会長	3番	平野利延
委員	12番	宗孝幸
	13番	三坂勝弥

5. 議事日程

議事

議案第282号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について

議案第283号 非農地証明願について

議案第284号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第285号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第286号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請  
について

議案第287号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第288号 農地改良届出について

議案第289号 糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について

議案第290号 農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画  
の決定について（利用権設定）

議案第291号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認に  
ついて（所有権移転）

## 6. その他

- 1) 農地移動適性化あっせん取下げについて（報告）
- 2) 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げについて（報告）
- 3) 農地改良届出（三役協議分）について（報告）
- 4) 農地取得に係る営農のヒアリング資料について
- 5) 農地対策委員会A班の報告について
- 6) 糸島市農業経営改善計画認定者一覧表（10月認定分の資料）
- 7) 今後の予定について
- 8) その他

## 7. 農業委員会事務局職員

事	務	局	長	黒	岩	智	樹
農	地	係	長	前	村	永	久
主			事	赤	嶺	尚	人

事務局

西原職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。

職務代理者

皆さん、こんにちは。

昨日から急に寒くなりまして、今日は朝方あられかひょうが降りまして、キャベツを切りに行ったら、キャベツがばらばらになっておるところがありました。

風邪などに注意して過ごしてもらいたいと思います。

それから、コロナウイルスが非常に少なくなっております。しかし、まだ終息したわけではございませんので、十分注意しながら過ごしてもらいたいと思います。

それでは、ただいまより第33回糸島市農業員会総会を開催いたします。

本日は、コロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言が解除となっており、通常の総会の開催となっております。

本日は平野委員、宗委員、三坂委員の欠席の連絡を受けております。井上委員と原田委員が遅刻ということです。

それでは、農業委員会憲章の唱和につきましては、コロナ対策のため省略いたします。

本日の出席は現在14名で委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

事務局

ありがとうございました。

内野会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き、議事録署名人の指名をお願いいたします。

議長

— 省 略 —

今日の議事録署名人は、藤嶋政秀委員と中園秀輝委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第282号「農地移動適正化あっせん申出（譲渡）について」、あっせん委員及び推進委員の選任並びに譲受候補者の選定をお願いいたします。

それでは、今回1件でございます。説明いたします。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

それでは、あっせん委員及び推進委員のあっせん委員の部分と議受候補者の選定をお願いいたします。

議 長

ただいま説明がありましたあっせん申出について、あっせん委員の指名をいたします。

**【地区別にあっせん委員を指名】**

それでは、議受候補者の選定をお願いいたします。その他の方は暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長

それでは、議受候補者の発表をお願いいたします。

事務局

**【地区別にあっせん委員を指名】**

議 長

それでは、1名推進委員が欠席ということで、連絡を取りながら、あっせん成立に向けてよろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の6ページをお願いいたします。

議案第283号「非農地証明願について」御審議をお願いいたします。

なお、受付番号10番につきましては、農業委員さん本人の申請となりますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に抵触いたします。御審議、提案等の前に御本人等の退室をいただくこととなります。よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、先ほど事務局が言いましたように、先に10番から審議していきたいと思っておりますので、退席をお願いいたします。

(退 席)

議 長

それでは、10番を報告をお願いいたします。

推進委員

それでは、議案書の11ページをお願いいたします。

議案第283号「非農地証明願について」報告いたします。  
10月28日に現地調査を行いました。  
受付番号10番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

それでは、議案書の35ページの地図をお願いいたします。現地資料の22ページと23ページに写真等あります。

現地は竹林化しておりまして、農地への復元が困難であると認められることから、非農地であるという意見でまとまりました。

以上、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、ただいま10番につきまして、何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に移ります。

10番につきまして、証明書の発行に同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

退席された委員を呼んでください。

(着 席)

議 長

それでは、受付番号1番、2番をお願いいたします。

推進委員

議案書の6ページをお願いします。

議案第283号「非農地証明願について」報告します。

10月28日に現地調査を行いました。

受付番号1。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

それでは、議案書の12ページの地図をお願いします。現地調査説明資

料の1ページと2ページをお願いします。

申請の土地は1枚の土地となっており、フェンスで囲まれ、セイタカアワダチソウが茂っていました。また、申請の理由として、以前の造成時の石やコンクリートブロックが多く、トラクターでの営農が困難ということでしたが、地盤の状況が確認できないため、本人に試し掘りをしていただいたときに再度確認するということが意見がまとまりました。そのようなことで、継続審議という取りまとめをしております。

続きまして、受付番号2番。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の14ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の3ページと4ページもお願いします。

現地は半分ほどが山林化でしたが、残った部分は雑草が茂っていた状態でした。ただ、申請事由にありますように、現地には公の道路がありましたが、周囲との高低差があり、またほかのところからも農業用機械の出入りができない状況であったことから、継続した営農は困難と認められ、非農地であるという意見でまとまりました。以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、受付番号3-1番につきましてお願いいたします。

推進委員

議案書の7ページをお願いします。

議案第283号「非農地証明願について」報告します。

10月28日に現地調査を行いました。

受付番号3-1番。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の16ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の5ページと6ページをお願いします。

2筆とも山林化しており、農地への復元が困難であると認められることから、非農地であるという意見でまとまりました。以上で報告します。

議 長

ありがとうございます。

それでは、続きまして受付番号3-2番につきましてお願いいたします。

推進委員

非農地証明願について、報告します。

議案書の7ページをお願いいたします。  
議案第283号「非農地証明願について」報告いたします。  
10月28日に現地調査を行いました。  
受付番号3-2番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

それでは、議案書の18ページの地図をお願いいたします。現地調査説明資料の7ページと8ページをお願いいたします。

申請の2筆とも山林化しており、農地への復元が困難であると認められることから、非農地であるという意見でまとめられました。以上、報告いたします。

議 長                   それでは、続きまして受付番号4番をお願いいたします。

推進委員               議案書の8ページをお願いいたします。  
議案第283号「非農地証明願について」報告いたします。  
同じく28日に現地調査を行いました。  
受付番号4番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

それでは、議案書の20ページの地図をお願いいたします。現地調査資料の9ページと10ページに写真が載っております。

申請地は狭いところで、この先の進入道路という形態でもあり、農地として復元されたとしても継続した営農が困難であると認められることから、非農地であるという意見でまとめられました。以上、報告いたします。

議 長                   続きまして、受付番号5番をお願いいたします。

推進委員               非農地証明願。  
議案書の8ページをお願いします。  
議案第283号「非農地証明願について」報告いたします。  
10月28日に現地調査を行いました。  
受付番号5番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

それでは、議案書の22ページの地図をお願いします。現地調査説明資

料の11ページと12ページをお願いします。

申請の2筆は山林化しておりましたが、過去に住宅建築の農地法第5条の許可により取得した農地であることから、非農地であるとは認められないという意見でまとまりました。以上です。

議長

続きまして、番号6番をお願いいたします。

推進委員

議案書の9ページをお願いします。

議案第283号「非農地証明願について」報告します。

10月28日に現地調査を行いました。

受付番号6番。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の24ページの地図をお願いいたします。現地調査説明資料の13ページと14ページをお願いいたします。

申請人は以前ミカンの営農をされていた方でして、申請地のうち、1筆には小さなミカンの倉庫があったと記憶しておりますが、既に解体されており、大部分が山林化していました。また、もう1筆にはハウスが残っておりましたが、手入れがされていない状態で、雑木が入り込んでいました。残りの筆については山林化しておりました。申請の土地については、農地への復元が困難であると認められることから、非農地であるという意見でまとまりました。以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、受付番号7番をお願いいたします。

推進委員

議案書の10ページをお願いします。

議案第283号「非農地証明願について」報告します。

10月28日に現地調査を行いました。

受付番号7番。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の27ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の15ページと16ページをお願いいたします。

現地はいずれも竹林化や山林化しており、農地への復元が困難であると認められることから、非農地であるという意見でまとまりました。以上で報告を終わります。



議 長

ありがとうございます。  
それでは、受付番号8番をお願いいたします。

推進委員

議案書の10ページをお願いします。  
議案第283号「非農地証明願について」報告します。  
10月28日現地調査を行いました。  
受付番号8番です。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

それでは、議案書の29ページの地図をお願いいたします。あわせて現地調査説明資料の17ページから19ページをお願いいたします。

3筆のうち、まず1筆については高いブロックで囲まれ、人の出入りができない状態でありました。目視ですが、コンクリートブロックが9段積まれておりました。次に、2筆目については7割程度が竹林化しており、残った農地も手狭な三角地ということで、これは2筆とも継続した営農が困難であると認められることから、非農地であるという意見でまとめりました。

残りの1筆については、雑草が茂っている状態で、大きな木がないことから、非農地であるとは認められないという意見でまとめりました。以上、報告します。

議 長

ありがとうございました。  
9番をお願いいたします。

推進委員

議案書の11ページをお願いします。  
議案第283号「非農地証明願について」報告します。  
10月28日に現地調査を行いました。  
受付番号9。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

それでは、議案書の32ページの地図をお願いいたします。現地調査説明資料の20ページと21ページをお願いいたします。

2筆のうち1筆は山林化しており、農地への復元が困難であると認められましたことから、非農地であるという意見でまとめりました。

もう1筆については、農地から出入りができ、耕作が可能な状態であったことから、非農地であるとは認められないという意見でまとめりました。

た。以上、報告します。

議 長

ただいま1番から9番まで報告がありました。3つが非認定相当、1つが継続審議というような発表になっております。

これにつきまして質問、意見がありましたらお願いいたします。

5番のほうにつきましては、過去に農地法の申請、転用の申請の許可が出されておって、今までしていないということで、県のほうからも、そういうことだったら駄目だというふうに指導が来ております。ちょっと事務局のほうより説明をお願いいたします。

事務局

こういう案件って、たしか先月の総会でもあったんですけども、今議長のほうからありましたとおり、農地法の運用についての制定についてということで、国のほうから非農地の判断についても転用についても技術的な助言というところが出ておるわけでございますけれども、今回の申請地5番につきましては、昭和55年に住宅建築の許可が出ておるという状況も県は確認しております。その上で非農地証明は発行できるのか、できないのかというところは再度確認しております。こういう案件につきましては現地の状況に合わせて毎回毎回確認していくようになるんですけども、今回のこの案件につきましても、あくまでも国の運用通知につきましては技術的な助言という部分が、大きい部分があります。今後、この通知のとおり発行してはいけないのかという部分につきましては、その部分につきましては現地の状況も見ながら、地元の農業委員会の判断に委ねますということでございます。

今回、そういう一般的な基準という中で非農地ではないということの報告もいただきましたが、この5番につきましては、現地の状況を含めて農業委員会総会のこの場で相当なのか、どうかという判断が委ねられておるという状況でございますので、この5番につきましては、その辺を加味しながら御審議いただければと思っております。以上です。

議 長

5番につきましては、ただいま事務局が言いますように、当農業委員会で判断をとということです。現地はもう山林化していて、非農地だというふうには思っております。その辺は一緒に行った職務代理もおります。ちょっとその辺、報告といたしますか。

職務代理者

山林化はしておったけど、住宅建築をするという許可で、家が建っておらんという部分で、ちゃんと計画どおり実行していないということで判断をしないという部分になっておりますので、そういうふうに判断いたしております。

議 長

何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

農業委員

この5条申請というのはいつされているんですか。

事務局

5条許可は昭和55年の11月にされて、55年の12月20日付で県知事許可が出ておるといことです。だけん、40年近く前ですかね。

議 長

ほかに何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に移りたいと思います。

まず、認定相当と報告されました番号2番、番号3-1、3-2、それから番号4番、そして6番、そして7番、そして8番の2筆、そして9番の1筆につきまして、証明書の発行に同意されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

それでは、まず番号1番の調査報告では継続審議ということで、こちらが下に何が入っているか分からないということで、ちょっと試し掘りをして現地の調査をしたいということで継続審議というふうになっております。これに賛同されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

それから、先ほど議題に上がっております番号5番につきましては、非認定相当ということになっております。非認定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

それでは、受付番号8番の1筆につきまして、非認定相当だと思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。  
それから9番の1筆につきましては、非認定相当だと思われる方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。  
では、以上のように決定いたしました。

議 長

それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の38ページをお願いいたします。  
議案第284号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、3条の申請につきまして、番号1番の報告をお願いいたします。

農業委員

議案第284号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」。  
受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長

続けて2番をお願いします。

農業委員

続けて、受付番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

よろしくをお願いします。

議 長

続きまして、受付番号3番をお願いします。

農業委員

受付番号3番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長                    それでは、受付番号4番を事務局、お願いします。

事務局                    受付番号4番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長                    続きまして、受付番号5番をお願いします。

農業委員                5番です。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長                    それでは、番号6番をお願いします。

農業委員                受付番号6番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長                    それでは、住宅に附属する農地ということで、第1調査部会が面談を行  
っております。面談報告をお願いいたします。

調査部会長              面談報告を行います。  
議案書の125ページから資料をつけておりますので、御覧ください。  
住宅に附属する農地の3条申請がありましたので、営農面談を行いました。

申請人は住宅を購入した際に、当該農地を知り、以前から自家用野菜を  
作っていたようで、農地として取得を思い立ったようです。営農としては  
ラッキョウやシソを作っていきたい、またイノシシが多いので、柵の設置  
を考えているとおっしゃっていました。

第1調査部会としましては、住宅の購入者しか耕作できない農地です  
し、耕作意欲もありましたので、農地取得後の現地調査も行いますので、  
農地を荒らさないようしっかりやってくださいと声をかけております。以  
上、報告します。

議 長                    ありがとうございました。  
これにつきまして質問、意見がありましたらお願いいたします。

農業委員                5番の譲受人は、何を作っている会社なんですか。

議 長 5番ですね。分かりましたら。

農業委員 ここは、昔から田んぼは栗が多いんですけど、大体ほかに野菜を作りよるといふことで、何か抱き合わせていろいろ、自分で販売先を見つけていくよといふことですから、今度栗以外も取り入れて、そういった果物と野菜と抱き合わせて販売するようです。

議 長 ありがとうございます。

事務局 今、地元委員がおっしゃったように、今回3条申請につきましては栗といふことの作付計画では出ております。やはり事業としては野菜、米、栗とか果樹といふのが、実際事業としてやっているといふのが提出されております。

議 長 どうぞ。

農業委員 私の前の農業委員さんから教えてもらったんですが、何かスーパーに卸してあるといふことを聞いております。譲受候補者も登録されておりますので、この人も候補ばいといふことは私になったときに聞いております。

議 長 ほかに何か質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議 長 なかったら、採決に入る前に審査表の説明をお願いいたします。事務局。

事務局 農地法3条の許可申請につきましては、議案書の37ページに載せております7つの審査項目によって判断していきますが、こちら、この7つのうち1つでも「はい」というところに丸がつきますと、原則書面的には許可できないということになります。

その件に関して、受付番号6番につきましては50アール未満といふところに「はい」がついておりますが、こちら説明にもありましたとおり、住宅に附属する農地といふことで50アール下限面積の特例を受けた農地といふことで、特例により問題はないといふことでございます。

審査表につきましては以上でございます。

議 長 それでは、採決に移ります。

第3条につきまして、許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

1時間たっておりますので、ここで少し休憩を入れたと思います。1時15分から始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

(休 憩)

議 長

それでは次の議事に入ります。

事務局

議案書の43ページをお願いいたします。

議案第285号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、第1調査部会長のほうより報告をお願いします。

調査部会長

第1調査部会です。報告いたします。よろしくお願いいたします。  
受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

調査部会長

議案書の45ページの地図と、別冊の現地調査資料の24ページと25ページもお願いします。

申請地は、先月の総会で継続審議とした案件です。理由は始末書の未提出、また改良土の説明資料が出ておりませんでしたので、審議ができないとしていました。今回指摘した資料の提出があります。農地区分は農用地区域内の農地ではありますが、農地改良工事に伴う一時的な転用行為のため、不許可の例外に該当し、問題はありません。

第1調査部会としては、改良土について、改良剤を汚泥に混ぜ込んだ土であり、産業廃棄物ではないという説明がっており、その地盤の上に真砂土、作り土を入れる計画と聞いております。周辺に影響がないように施工という関係各課からの意見もあり、また申請地周辺の農地への影響がないことから、許可相当と判断しています。

続きまして、受付番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

そして、議案書の53ページの地図と別冊現地調査説明資料の26ページと27ページもお願いします。

農振区分は農用地区域内の農地ではありますが、農地改良工事に伴う一時的な転用行為のため、不許可の例外に該当し、問題はありません。

第1調査部会としては、特に関係各課から支障となる意見も出ていませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

続きまして、受付番号3番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議案書の60ページの地図をお願いします。別冊現地調査資料の28ページと29ページもお願いします。

今年の5月21日に農振除外の許可が出ています。農地区分は第1種農地ではありますが、集落に居住する者の業務上必要な施設のため、不許可の例外に該当し、問題はありません。

第1調査部会としては、特に関係各課から支障となる意見も出ていませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

最後になります、受付番号4番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議案書の65ページの地図と別冊の30ページと31ページもお願いします。

昨年12月の農業委員会総会で区画整理事業自体の審議を行い、許可相当の意見をおつけし、今年4月に県の事業認可を受けています。今年の10月に事業区域内の仮換地指定が終わりましたので、申請人になっております。農地区分は第2種農地ですので、ほかに転用の代替地がないため問題はありません。

第1調査部会としては、開発許可が必要な案件で、関係各課との協議が調いますし、周辺農地への影響がないことから、許可相当と判断しています。

以上、4条の報告を終わります。

議長

ただいま4条の報告がありました。

何か質問がありましたらお願いいたします。ありませんか。

(質問、意見なし)



議 長

なかったら、採決に入る前に一般基準の判断項目の説明をお願いいたします。

事務局

農地法第4条第1項の許可申請につきましては、こちら41ページに記載しております一般基準、それと43ページ以降に記載しております立地基準により許可の審議をいただくわけですが、こちら4条の部分につきましては、資力及び信用とか、「適当」であるとか、農地改良につきましては作成計画書の提出があるという部分、面積につきましては必要最小限だという判断が出ております。一般基準上はクリアするものと思われれます。

次に、43ページの部分の立地基準につきましては、1番につきましては、農振農用地ではありますが、一時転用による不許可の例外に該当する部分と、2番につきましても、同じく一時的な転用行為ということで不許可の例外に該当するというものでございます。3番につきましては、こちらは第1種農地ということでございますけれども、申請人のほうが、申請地から約200メートル前後のところに家があったと思いますので、集落に居住する者の施設ということで、こちら不許可の例外に該当してくるというところでございます。4番でございますが、広がりがない農地、第2種農地ということで、こういう規模の区画整理事業につきましては、ほかに代替地がないということでございますので、こちらのほうも立地基準は該当してくると。よりまして、この4件分につきましては、一般基準、立地基準上の話をしますと許可相当と言えるものでございます。以上でございます。

議 長

それでは、採決に移ります。

第4条につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の70ページをお願いいたします。

議案第286号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承

認申請について」御審議をお願いいたします。

調査部会長

農地法第5条の許可後の計画変更承認申請。  
議案書の70ページをお願いします。  
議案第28.6号、受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

前が兄弟間で家を建てる予定だったんですけど、今度は違う方に売るようになったんですけど、議案書の85ページの地図をお願いします。別冊の36ページと37ページもお願いします。

当時の申請人は兄弟関係で、平成8年5月1日に農地法第5条の許可を経て取得しておりましたが、兄弟関係の話の食い違いがあったそうで、契約が不成立ということで、所有権の移転や工事の着手がないまま現在に至っております。今回、申請地に新たな契約者との契約を行ったので、計画変更の承認を求めるものです。

第1調査部会としましては、現地は農地の状態で、耕作を実施していないことから、承認相当であると判断しています。

議 長

それでは、補足がありましたら、事務局。

事務局

今調査部会長のほうからありましたとおり、申請人としては所有権移転の許可を取っておりましたけれども、兄弟間の行き違い等があったということで、今回別の所有者から契約がまとまったということで出ておるものでございます。

この議案書の70ページに書いていますとおり、事業主体そのものが変更される事業継承ということで計画変更承認申請が出ておるものでございますので、農地法5条許可申請が出てくるわけでございますが、調査部会のほうとしては、現地の状況も変わっていないので、農地は農地として扱うべきだということと、許可書の効力を発していない、理由書もついておるものですから、変更承認につきましては承認相当だと判断が出ておるという状況でございます。以上、補足いたします。

議 長

それでは、ただいま報告ありました5条の許可後の計画変更ということで、何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら審査表の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、計画変更承認申請につきましては、議案書の42ページに審査事項ということがありまして、今回、この表の中の下の2番、転用目的を変更せず事業計画のみを変更する場合と、事業主体が変更する場合ということで読み替えるわけでございますが、こちら変更後の転用事業者、次の5条申請で上がってくるのが確実であると認められることとか、転用することによって周辺農地の影響があるのかと、これ以上影響が出てくるのかというところの2項目が審査基準になってきます。5条許可申請と同時進行がいいのかなとも思いますが、転用となったとしても周辺への影響はないものかと思っております。この部分で御審議いただくようになります。よろしく願いいたします。

議長

それでは、採決に移ります。

第5条の計画変更承認申請について、承認相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。

議長

それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の71ページをお願いいたします。

議案第287号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議長

それでは、調査部会のほうより調査報告をお願いいたします。

調査部会長

受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議案書の73ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の32ページと33ページをお願いします。

今回の申請が、地目が宅地である土地の建築物の建て替え工事に伴う一時資材置場として使用後、建築物、研修施設の駐車場として使用する計画です。農地区分は第2種農地ですが、ほかに転用の代替地がありま

せんので、問題はありません。

第1調査部会としては、都市計画課より研修施設の駐車場利用は不可という意見が出ており、協議が調いません。審議できないとしていますので、継続審議と考えております。

続きまして、受付番号2番。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の78ページの地図をお願いします。それと別冊の34ページと35ページの説明資料をお願いします。

農地区分は第2種農地で、ほかに転用の代替地がないため問題はありません。

第1調査部会としては、文化課への届出はされており、ほかの関係各課から支障となる意見も出ていませんし、周辺農地への影響がないことから、許可相当と判断しています。

続きまして、受付番号3番。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

これは、さっき出た変更申請後の売買です。

議案書の85ページの地図をお願いします。別冊の36ページと37ページをお願いします。

農振区分は第2種農地であり、ほかに転用の代替地がないため問題ありません。

第1調査部会としましては、関係各課から特に支障となる意見が出ていないことや、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

受付番号4番。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の92ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の38ページと39ページをお願いします。

農振区分は第3種農地で問題はありません。

第1調査部会としては、関係各課から特に支障となる意見は出ておりませんし、周辺の農地への影響がないことから許可相当と判断しています。以上です。

議長

ただいま5条に関する許可申請について説明がありました。

番号1番につきましては、76ページを見てもらったら分かりやすいんですけども、宅地部分の建て替えにつきまして、その資材置場なし、その作業員の駐車場ということで申請が上がっておるんですけども、宅地部分が建て替わったら、そのところを全部駐車場にするということで、これを都市計画課が、それは認められませんということで出ております。それで、都市計画課のほうとはまだ協議が終わっておりませんので、これを継続審議というふうな格好でということで報告が上がっております。

質問、意見等がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、審査表の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、5条許可申請につきましては、41ページに記載しております一般基準、今回71ページに記載しておる立地基準で判断いたします。

それでは、一般基準でございますが、こちら5条の1番につきましては、行政庁の許認可の見込み部分については協議中ということで審議未了になります。それ以外の2番、3番、4番につきましては、1を含めてもですが、資金面、信用面の部分、あとは周辺農地への影響等支障がない、必要最小限ということで、ほかの2、3、4番につきましては一般基準を満たしますと。1番につきましては、この行政庁の許認可見込みで協議中ということで継続という事案でございます。

そして、71ページの立地基準でございますが、こちら立地基準等につきましては第2種農地、代替地がないということで問題はないんですけども、一般基準で引っかかってくるという部分でございます。

2番につきましては、駅から500メートル以内の場所になりますので第2種農地、ほかに代替地がない場合は許可できるということでございますので問題がないということです。

3番につきましても、駅から500メートル以内ということで第2種農地の判断になりまして、ほかに代替地がない場合は許可できるという基準でございます。

4番につきましては、こちら第3種農地、駅から300メートル以内の圏内に入っておりますので、こちらの基準上は転用できるという内容でございますので、1番を除く2、3、4番につきましては立地基準、一般基準ともにクリアするものかと判断されると思います。以上でございます。

議 長

それでは、採決に移ります。

農地法第5条の許可申請につきまして、許可相当と思われる方の挙手を

お願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員です。

議 長 それでは、次の審議に移ります。事務局。

事務局 議案書の98ページをお願いいたします。  
議案第288号「農地改良届出について」御審議をお願いいたします。  
また、この審議の後、監督委員の指名もお願いいたします。

議 長 すみません、さっき1番も全部許可というふうな判断ということでおりました。2番、3番、4番を許可ということで、再度取り直します。  
1番につきましては継続審議という形でしたいと思いますが、よろしいでしょうか。挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員ということで、よろしくお願ひします。  
すみません、それでは、農地改良届出につきまして、調査部会のほうよりお願ひします。

調査部会長 議案書の98ページですね。  
議案第288号「農地改良届出について」。  
受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議案書の99ページの地図をお願いします。別冊の40ページと41ページもお願いします。

第1調査部会としては、作物の作付に必要な行為であり、受理相当と判断しています。

続きまして、受付番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議案書の104ページの地図をお願いします。別冊の42ページと43ページをお願いします。

第1調査部会としては、家を建てて、その残りに農地、野菜を作りたい。それで、家が建ったら合併浄化槽を入れて北側の水路に流したいと。でも、裏庭の畑のところは南側のU字工に流したいということだったんですけど、第1調査部会としては、排水路の畑の計画がまだ十分できていないので、隣の人との協議が調っていないため、継続審議といたしたいと思っております。

以上、報告を終わります。

議 長

ただいま報告がありました。  
何か質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に移ります。審査表は。

事務局

ないです。

議 長

それでは、受付番号1番につきまして、許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。  
それでは、2番につきましては排水の計画がまだ出されていないということで、継続審議ということでもいいと思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。  
それでは、届出番号1番につきましては、監督委員を地元委員、お願いいたします。

議 長

それでは、次の審議に入ります。

事務局

議案書の107ページをお願いいたします。

議案第289号「糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」御審議をお願いいたします。

農業振興課のほうからの説明になります。

議長

それでは、農業振興課のほうより説明をお願いいたします。

農業振興課

議案第289号の説明をさせていただきます。

資料の107から111ページをお願いいたします。

申請者は、平成26年に就農し、現在は6アールでトマトの栽培をしておりますが、今後農地の取得と老朽化したハウスの補修により22アールの栽培を目標とした計画となっております。

今後は、トマトと時期をずらしてピーマンやズッキーニなど施設野菜や露地野菜を栽培することで、年間通じて生産を行う計画です。

また、現在1人で農業に従事しているため、今後は家族や雇用により労働力を増やし、生産量を増やすことで所得の向上を目指しています。

計画内容としては、農業経営の改善に向けた内容となっており、認定相当であると考えております。農業委員会におきまして、御審議をお願いいたします。

議長

ただいま説明がありました。

何か質問ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、採決に移ります。

農業経営改善計画につきまして、異議なしと思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。

議長

それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の112ページをお願いいたします。

議案第290号「農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集



積計画の決定について（利用権設定）」、こちら利用権設定の分でございます。御審議をお願いいたします。

議 長 これにつきましても農業振興課のほうより説明をお願いいたします。

農業振興課 皆さん、こんにちは。

議案第290号「農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」について御説明したいと思います。

さて、今回提案いたします農用地利用集積計画ですけれども、今回の利用権設定面積を合計しますと128.4ヘクタール、629筆になっております。個別の設定内容につきましては次ページ以降、借手の住所を記載しております。

以上、農用地利用集積計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものです。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま農業振興課のほうより説明がありました。  
内容につきましては見てあるかと思えます。  
何か質問、意見がありましたらお願いいたします。

職務代理者 116番ですけど、借手におきましては、ハーブを植える農地改良の許可を得ていますが、実際は、芝生の中にハーブが植わっておらんという農地法違反の状態ですので、こういうふうな方は、農地法違反で再三注意していても改善がなされんという部分ですから、そういう中で借地を認めるというのは、ちょっと納得できんかなと思っております。

議 長 あそこの一時転用、農地改良の中でハーブを植えなければいけないんですけれども、ハーブが枯れて、そして、また植えてくださいという指導にもかかわらず、まだ植えていないということで、これは認められんじゃないかという職務代理の意見です。

何かほかに、それに類する意見等もいいですが、何か。

農業委員 あそこは、全面に一度も作付された形跡がいまだに見受けられない。いまだに作付に関して、されていないというふうなことがあって、一度も申請どおりに耕作とか、そういうのをされたことがないという、一度や二度じゃなくて、何度か行きましたけど、指示どおりに全然されない状態で許可していいというのは、ちょっと私は納得できないけど、どうしたら許可どおりにしていただくのかを、今までずっといろんな指導をしたりされて

きたと思うんですよ、いろいろしてきた経緯が。それでも、またそういうふうなことに對しては、農業委員会でそれを決めていいものか、それとも県とか、これたしか県の許可であったと思いますけど、県から何かが入れば、農業委員会はそれに従わないかんみたいなところだからね、ちょっとそこは不合理性があるなと思ってお聞きしています。

議長 ほか意見はありませんか。どうぞ。

農業委員 私の記憶では、この案件は、結局農業委員会は否決しましたよね、そして県のほうが認めたんじゃないかかと思ひます。

それで、やはり農業委員はずっとぶれないで、やっぱり筋を通すべきだと思ひますので、こういうふうな案件に關しましては、断固として意志を貫くべきじゃなからうかと思ひます。

議長 事務局。

事務局 今回、御意見頂戴しておる中で、耕作ができていない状況なのにといいところかと思ひます。

利用権設定については、県の分は農地改良行為に對して県知事許可が必要だったと、計画変更承認するにも県の承認が必要だったといふところでございますので、耕作をといふか、農業委員会がこの部分で決定していいの、それとも県が入るのかといふ部分につきまして、ちょっと振興課のほうから意見を頂戴できたらなと思ひております。

議長 それでは、振興課のほうより説明をお願いします。

農業振興課 農業経営基盤強化促進法に基づきましてこの利用権選定、あるいは農用地利用集積計画の策定といふことを進めさせていただいております。農業経営基盤促進法の第18条におきまして、農業委員会の決定を経まして、農用地利用集積計画を組まなければならないとなっております。なので、今回そのような案件も含めまして、農業委員会のほうで決定をしていただきまして、これを勘案させていただいて、計画を定めるといふことでございますので、当該部分が認められないといふことの御意見をいただければ、それをもって計画を定めるといふふうにして思ひております。以上でございます。

議長 よろしいでしょうか。何か意見、質問ありましたら。

農業委員 215番と214番は、やはり継続、今までもやっていたところだろう

と思うんですね、何を作ってあったんですか、それか、今回初めての。

事務局 新規のです。

農業委員 新規というか、切り替えての新規ということですか、全く新規ですか。

事務局 全くの新規だと思います。

農業委員 分かりました。

議長 ほか何か。

(質問、意見なし)

議長 それでは、採決に移りたいと思います。

86ページ、87ページの215番、216番、217番を除いた利用集積計画に賛同の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員ですね。

それでは、先ほど言いました215番、216番、217番につきましては、同意はできないという方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい、そのようになりましたので、よろしくをお願いいたします。

---

議長 それでは、次の審議に入ります。事務局。

事務局 議案書の113ページをお願いいたします。

議案第291号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)」、こちら所有権移転の決定について御審議をお願いいたします。

内容を説明させていただきます。

所有権の移転ということで、農地の所在、1番です。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

こちら御審議中でちょっと申し上げましたが、申し訳ございません、受付番号1番及び受付番号3番につきましては、農業委員本人の申請となっておりますので、議事参与の制限に該当してきます。3番につきましては、申請人が農業委員の同居の親族の方ということになりますので、1番、3番につきましては御審議の際に、提案の際にもう御退室がよろしいかと思えます。すみません、1番と3番でございますが、議事参与の制限になります。

そうしたら、議長、該当しない2番、1番と3番を除いて提案させていただいてよろしいですか。

議長

はい。

事務局

すみません、受付番号2番から提案させていただきます。  
受付番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

受付番号4番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

続きまして、受付番号5番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

次に6番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

以上、4件につきまして、まず御審議のほどお願いいたします。

議長

ただいま4件につきまして説明がありました。  
質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、採決に移ります。

原案の利用集積に同意されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

それでは、まず1番から行きたいと思いますので、退席をお願いいたします。

(退 席)

事務局

それでは、1番のほうを御提案させていただきます。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長

ただいま説明がありました。

1番につきまして、何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に移ります。

1番につきまして、集積計画に同意されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

それでは、1番の委員は入ってもらって、3番の委員は退席をお願いいたします。

(着 席)

(退 席)

議 長

それでは、事務局、お願いします。

事務局

受付番号3番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長

3番につきまして説明がありました。

何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に移ります。

利用集積計画に同意されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

(着 席)

議 長

それでは、これで全ての議事が終了しました。

その他のほうに移ります。事務局。

事務局

それでは、その他のほうになります。

今回、別冊の資料のほうを御覧いただきたいと思います。こちらのその他(報告)という部分でございます。

こちら、議案書1ページのほうに戻っていただきますと、まず別冊資料の116ページにつきましてはあっせん申出の取下げが上がっておりますので御確認いただきたいと思います。こちらはあっせん申出の取下げでございます。

次の117ページですけれども、こちら、先日の総会で審議した案件かと思いますが、許可申請の取下げが出ております。御報告でございます。

次に118ページでございますが、こちらのほうにつきましては三役協議によりまして農地改良届のほうの受理を出したということで報告させていただいております。

次に119ページから135ページにつきましては、面談関係資料を添付させていただいております。

136ページにつきましては、農地対策A班の報告でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

新規就農ということでヒアリングを行っております。後々になってしまつて申し訳ないんですが、ヒアリングの結果をお願いいたします。

農業委員

11月2日に面談を行いました。これは利用権設定の中に入っております。

す。利用権の93番に載っております。

議案書の119ページから資料をつけておりますので、御覧ください。

申請人は、糸島市に住んでいます。利用権を新規に設定されたため面談を行いました。

以前から家庭菜園でニンニクやナスを作っており、伊都菜彩に出荷していたそうです。定年を迎え、今まで経験した野菜作りを本格的にやりたいということで地権者に相談したところ、今回の申出となったそうです。メインはニンニクで、ナスやインゲンなどを作っていきたいということでした。

営農地を見に行きましたところ、大部分に雑草が茂っておりました。本人は腰を痛めているようで、11月中には草刈りを行い、ニンニクを作付したいと言ってありました。お金も持ってあるそうですので、元気で長生きしてくださいと、頑張ってくださいと言っております。

2番目に、利用権の401番です。

これは議案書の122ページから資料をつけております。

申請人は現在42歳で、福岡市に住んでいます。新規に利用権設定申出をされていますので、面談を行いました。

宝石店を経営されていまして、農業がしたいということで営農計画を面談しました。

メインに梅やビワを作りたいと言っておりましたが、農地を見に行きましたけど、現に山林化しておりまして、これを重機で開墾すると言われていました。

私たちは別な農地を紹介しようかと言っていましたが、自分はここで農業をやりたいということでしたので、頑張ってくださいと言っております。以上です。

3番目が、受付番号の406番に載っております。こっちは128ページから資料をつけております。

これは、福岡市の会社が、今まではマンツーマンでボイストレーニングなど、音楽に関係する育成事業をやっていたそうです。

就農の動機を聞きますと、以前から農業に興味があり、子供たちの食育など農業分野でも社会貢献がしたいとおっしゃっていました。

営農計画としては、コンクリート張りのハウスを建築し、菌床キクラゲ栽培ということで、既に菌床キクラゲをされているところで研修を受けているそうです。それでハウスは1年目に1棟、徐々に4棟まで増築する計画だそうです。広い農地ですので、残った部分にはソバやニラを作付する計画ということです。

これも現地調査を随時行いますので、農地を荒らさないようにしっかり頑張ってくださいと言っております。以上です。

議 長

ありがとうございました。

事務局

それでは、新規就農まで報告しましたので、6. その他の(5)番のA班の報告をよろしくお願いいたします。

議 長

職務代理、お願いします。

職務代理者

10月27日に現地調査を行っております。

番号1番の段々畑には、一応ミカンが植わっておりました。そして、一番広い下のところにハーブを植えるという部分にハーブが、真ん中に少しと周りにちょっと残っておるぐらいで、ほとんど芝という状態でした。芝の中に、前は椅子とかあったんですけど、椅子とかはもう片づけてありましたけど、土・日は結構お客さんが中に入っているということで、一応県のほうから、ちゃんとハーブを作付するよという文書と、糸島の農業委員会からも作付を促す文書を通知しております。

それから、2番目。

これはB班で現地調査をした部分ですけど、一応きれいに整地されて畑の状態になっておりまして、一部材料が置いてありましたが、それは材料検定のために置いている部分で、それが済んだら撤去するというところで、ここは解決いたします。

3番目ですけど、ここは住宅の奥に農地があるんですけど、ここに木材等をいっぱい置いてあった部分ですけど、ここは区長さんに片づけてくれという部分を言われましても対応してくれんということで、一応4人の相続人がおられるということで、定期的に来ておられるということですけど、何か仕事をしてある部分で、ほかに産廃のようなものを置いてある部分もありましたので、一応文書で木材の撤去を通知するようにしております。

4番目、ここはコンテナを置いて、スムージーとか飲物のような店を営んでありました。地区計画内というところですので、一応どうするかという部分で農地法の手続、転用なりどうするか、撤去するかという部分で通知をするようにしております。

5番目ですね、これは令和3年、今年の1月の総会で、3条でおじさんから贈与で取得した部分ですけど、一応そこは山林のようになっていたわけですけど、それをきれいにした部分はいいんですけど、そのすぐ後からバラスを10センチぐらい敷いている部分が、全体じゃないですけど、一部、広い面積に敷いておりましたので、これをバラスを撤去という形と、あと耕作してくださいというような内容で文書を送るようしております。以上です。



事務局

ありがとうございました。

それでは、その他の分につきまして、先に進みます。

今度、最後のページになります。別冊の139ページ、139、140  
につきましては、10月分の経営改善計画の認定分の資料をつけておりま  
すので、御一読ください。

(7) 番、今後の予定につきまして、ちょっとさせていただきます。

**【資料に基づき説明】**

今後の予定については以上でございます。

議 長

それでは、その他のほうでいいですかね。

事務局

すみません、御審議のほどありがとうございました。

その他、ないようでございますので、閉会のほうに移りたいと思いま  
す。

閉会の挨拶を職務代理者よりお願いいたします。

職務代理者

本日も慎重審議、どうもありがとうございました。

これもちまして、第33回糸島市農業委員会総会を終了いたします。

なお、引き続き認定農業者等との意見交換会となりますので、最後まで  
よろしくお願ひしたいと思います。どうもお疲れさまでした。

令和3年11月10日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

5 番 中 園 秀 輝

7 番 藤 嶋 政 秀